

## 授業目的公衆送信補償金分配規程実施細則

授業目的公衆送信補償金分配規程（以下「分配規程」という。）第14条の定めにより、授業目的公衆送信補償金の分配を実施するために必要な事項として、次のとおり定める。

### （第4条補償金の取扱い）

第1条 授業目的公衆送信補償金規程第4条に定める補償金を支払う旨の申請を教育機関設置者から受け、同条による補償金の請求・分配に資する情報を受領した場合は、原則として SARTRAS 事務局による権利者特定等の整備により補償金を請求するものとする。

### （任意報告の取扱い）

第2条 教育機関から任意提出を受けた利用報告に基づく著作物の分配ポイントは、分配規程に基づき算出された数に、1/12 及び当該学校種において本会が通常得ているサンプリング方式による利用報告対象として教育機関が抽出される確率の百分比を乗じて得た数とする。

### （収支差額金の翌年度規程第3条補償金分配基金への組入れ）

第3条 補償金関係業務の執行に関する規程第5条第5項の収支差額金が生じた場合で、これを翌事業年度に分配する規程第3条補償金分配基金に組入れるときの分配規程第7条第1項の初等中等教育分配基金と高等教育分配基金それぞれに組入れる額は、次のとおり算出するものとする。

- （ア）初等中等教育分配基金へ組み入れる額は、当該年度の収支差額金に、その年度の初等中等教育分配基金と高等教育分配基金の合算額に占める当該年度の初等中等教育分配基金の割合を乗じて得た額
- （イ）高等教育分配基金へ組み入れる額は、当該年度の収支差額金に、その年度の初等中等教育分配基金と高等教育分配基金の合算額に占める当該年度の高等教育分配基金の割合を乗じて得た額

### （権利放棄及び受領拒否補償金の取扱い）

第4条 分配規程第8条第4項で補償金を受け取らない旨の意思表示をした場合の権利者宛分配金は、特段の意思表示がない場合は、権利放棄の意思表示と認め、翌事業年度に共通目的基金に組入れる。意思表示があったときは当該受領拒否の内容を本協会のウェブサイトの開示し、10年を経過した翌事業年

度に基金に組入れる。

(分配限度額算出後の利用報告の取扱い)

第5条 本会が、分配規程第6条第2項により受託団体ごとの規程第3条補償金分配基金の分配限度額を定めた後、次のいずれかに該当する事実が判明した場合は、当該事実が判明した時点で整備を行っている利用報告に加え、当該事業年度の補償金の分配対象とする。

(ア) 分配除外としていたものが除外を解かれた著作物等

(イ) 算出後以降も整備が行われたことにより、追加された著作物等

第6条 本会が、分配規程第6条第2項により受託団体ごとの規程第3条補償金分配基金の分配限度額を定めた後、著作権法第35条利用に該当しない、又は著作権保護期間が満了しているなど分配の必要のないものに分配額が算出されていることが判明した場合は、当該分配額の分配基金の種別に応じて、当該事実が判明した事業年度の翌事業年度における分配規程第7条第1項の初等中等教育分配基金と高等教育分配基金とのいずれかに組入れる。

(細則の改廃)

第7条 本細則の改廃は分配委員会の議を経て本会理事会が定める。

附則

(実施期日)

- 1 本規程は、2022年4月21日から実施する。
- 2 本規程は、2022年12月15日から実施する。
- 3 本規程は、2023年7月20日から実施する。